

改正 平成25年3月29日規則第22号  
〔この規則で題名改正〕  
平成27年2月20日規則第6号  
〔この規則で題名改正〕

平成26年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第47号）及び八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第49号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定、指定の更新、指定の変更その他の手続（以下「指定等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第36条第1項若しくは第38条第1項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）、法第51条の19第1項若しくは第51条の20第1項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第24条の28第1項（同法第24条の29第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定又は指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書（第1号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定若しくは指定の更新又は申請の却下の決定をしたときは、書面により、申請者に通知するものとする。

3 法第36条第1項、法第38条第1項、法第51条の19第1項若しくは法第51条の20第1項若しくは児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定又は法第41条第1項若しくは法第51条の21第1項若しくは児童福祉法第24条の29第1項の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示しなければならない。

(指定の変更の申請)

第3条 法第37条第1項又は第39条第1項の規定による指定の変更の申請は、書面により行わなければならない。

(変更の届出等)

第4条 法第46条第1項若しくは第3項、法第51条の25第1項若しくは第3項又は児童福祉法第24条の32第1項の規定による届出は、省令第34条の23第1項、省令第34条の26、省令第34条の58第1項若しくは省令第34条の60第1項又は児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（第2号様式）により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。

2 法第46条第2項、法第51条の25第2項若しくは第4項又は児童福祉法第24条の32第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書（第4号様式）によるものとする。

(指定の辞退)

第5条 法第47条の規定により指定の辞退をしようとする者は、指定辞退届出書（第5号様式）を市長に届け出なければならない。

( 指定の取消し等 )

第 6 条 市長は、法第 50 条第 1 項 ( 同条第 3 項において準用する場合を含む。 )、法第 51 条の 29 第 1 項若しくは第 2 項又は児童福祉法第 24 条の 36 の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の決定をしたときは、書面により、当該者に通知するものとする。

( 公示 )

第 7 条 法第 51 条若しくは第 51 条の 30 又は児童福祉法第 24 条の 37 の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- ( 1 ) 申請者又は施設の設置者の名称
- ( 2 ) 指定等に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- ( 3 ) 指定等の年月日
- ( 4 ) 指定等に係るサービス又は相談支援の種類
- ( 5 ) 事業の主たる対象者
- ( 6 ) 事業所番号
- ( 7 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、指定等に係る事業所又は施設の利用者に支障があると認めるときは、前項第 2 号に規定する所在地の全部又は一部を公示しないものとする。

( 業務管理体制の整備に関する事項の届出 )

第 8 条 法第 51 条の 31 第 2 項第 2 号若しくは児童福祉法第 24 条の 38 第 2 項第 2 号の規定による届出又は法第 51 条の 31 第 4 項若しくは児童福祉法第 24 条の 38 第 4 項の規定による区分の変更の届出は、書面により行わなければならない。

2 法第 51 条の 31 第 3 項又は児童福祉法第 24 条の 38 第 3 項の規定による届出事項の変更の届出は、書面により行わなければならない。

( 東京都等への情報提供 )

第 9 条 市長は、指定障害福祉サービス事業者等に関する情報のうち、第 7 条第 1 項各号に掲げる事項その他市長が必要と認める事項について、東京都、他の地方公共団体その他関係機関に対し情報を提供することができる。

( 委任 )

第 10 条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

( 施行のために必要な準備 )

2 市長は、この規則の施行日前においても、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則 ( 平成 25 年 3 月 29 日規則第 22 号 )

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 27 年 2 月 20 日規則第 6 号 )

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第 1 号様式

( 第 2 条関係 )

第 2 号様式

(第4条関係)

第3号様式

(第4条関係)

第4号様式

(第4条関係)

第5号様式

(第5条関係)